

27 宗国第 660 号
平成 27 年 9 月 24 日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様
宗像市監査委員 小田 英俊 様

宗像市長 谷井 博美
(健康福祉部国保医療課)

定期監査の結果に基づく措置状況について(報告)

平成 27 年 9 月 10 日付 27 宗監第 108 号で通知のあった標記の件について、
別紙のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（国保医療課）

定期監査実施日：平成26年9月30日

監査対象年度：平成25年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>（1）国民健康保険運営協議会に関する事蹟について 宗像市国民健康保険運営協議会の委員の選任にあたり、委員が所属する機関から、選任の承諾に関する書類が提出されているが、代表者名の記載がないもの、機関の代表者名と押印がともないもの、委員個人の承諾となっているものがあり、所属する機関の承諾が確認できないので、書類の受領にあたっては、記載内容の確認を徹底されたい。</p> <p>（2）国民健康保険高額医療費支給申請書について 申請書の記載内容を修正液を用いて訂正しているもの、申請者が誤って記載した内容を電話で確認した旨と訂正内容を申請書に加筆し、そのまま処理しているものがあるので、事務処理を適正に行われたい。</p> <p>（3）需用費に関する事蹟について ア 後期高齢者医療保険料連帳納付書（当初賦課）の印刷において、納入期限が異なる5件の印刷物を作成する業務をまとめて1件の契約としているが、業務の対価は個別の印刷物が完成し</p>	<p>（1）国民健康保険運営協議会に関する事蹟について 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの同運営協議会委員の選任にあたっては、所属機関に対して委員の推薦を依頼した場合、当該機関から機関名及び代表者名を記載し、押印された承諾書をご提出いただきました。</p> <p>（2）国民健康保険高額医療費支給申請書について 申請者が記載内容を修正液を用いて訂正しているのは、不適切な処理である旨お伝えしたうえで、申請書の再提出をお願いしています。また、申請者が誤って記載した内容については、職員が聞き取り等を行い、その内容を申請書に記載するとともに、当該職員が訂正した場合は、訂正印（宗像市国保印）を押印しています。</p> <p>（3）需用費に関する事蹟について ア 印刷物を作成する業務をまとめて契約することは、平成27年度から行っておりません。</p>

た時点で支出しているのに、事務処理を適正に行われたい。

イ 国保レセプト点検等業務委託料(2月分・3月分)において、設計書と設計価格に関する調書(物品・役務)で設計金額の算定方法の記載が異なっているので、事務処理を適正に行われたい。

(4) 委託料に関する事蹟について

大島診療所産業廃棄物処分業務委託については、産業廃棄物の収集から処分までの一連の業務を一括で委託するとして1者に見積依頼を行っているが、契約の時点で業務を収集・運搬と処分に分けて契約し、見積もりを徴取していない業者に処分を委託しているのに、事務処理を適正に行われたい。

イ レセプト点検等業務委託にかかる設計金額の算定方法は、平成26年度契約から、参考見積もりによる算定方法に統一して事務処理を行っています。

(4) 委託料に関する事蹟について

大島診療所産業廃棄物処分業務委託については、平成26年度契約から「収集・運搬」と「処分」に分けて、それぞれに資格を有している業者を選定し、見積もり等を徴取して契約しています。